



資料3

第一種事業の廃止等通知書

令和2年10月22日

宮城県知事 殿

住所 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号
氏名 東急不動産株式会社
代表取締役社長 岡田 正志



次のとおり、第一種事業を実施しないこととしたので、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第3条の9第1項第1号の規定により通知します。

記

1. 環境影響評価の対象事業の名称及び概要

(1) 事業の名称

(仮称) 宮城山元風力発電事業

(2) 原動力の種類

風力発電機（陸上）

(3) 出力

最大 51,600kw

(4) 所在地

宮城県亶理郡山元町

2. 第一種事業廃止の理由

各種調査内容を基に詳細検討した結果、事業採算性等が確保できないため。

3. 廃止年月日

令和2年10月22日



(仮称)宮城山元風力発電事業の廃止に関する公表
 環境影響評価法(平成九年法律第八十一号、以下「法」とい
 う)第三条の九第一項の規定に基づき次のとおり公表いた
 します。

一、第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所(法人の
 場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 東急不動産株式会社
 代表取締役社長 岡田 正志
 東京都渋谷区道玄坂一丁目二番一号

二、第一種事業の名称、種類及び規模
 (仮称)宮城山元風力発電事業
 種類 風力発電機(陸上)
 出力 最大五万千八百kw

三、法第三条の九第一項各号のいずれかに該当することと
 なった旨及び該当した号
 (仮称)宮城山元風力発電事業を実施しないことにいたし
 ましたので、法第三条の九第一項第一号に該当すること
 となりました。

令和二年十月二十三日
 東京都渋谷区道玄坂一丁目二番一号
 東急不動産株式会社
 代表取締役社長 岡田 正志

令和2年10月23日 河北新報